

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 産地づくり係 鳥獣害対策担当
許 認 可 等 名	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
根 拠 法 令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第9条第1項
連 絡 先	(電話 621-5252)
審 査 基 準	<p>鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の審査基準については、別紙「徳島市鳥獣捕獲等許可事務実施要領」による。</p>
	<p>参 考 事 項</p> <p>改訂4版 鳥獣保護法の解説 (編著/鳥獣保護管理研究会) 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。</p>
	<p>設 定 等 年 月 日</p> <p>平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>
標 準 処 理 期 間	<p>標 準 処 理 期 間</p> <p>総日数 1か月(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	<p>設 定 等 年 月 日</p> <p>平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>